

H26. 2. 24

求職者支援訓練認定申請機関各位

神奈川県労働局職業安定部求職者支援室
神奈川県職業訓練支援センター
求職者支援第一課

訓練認定規模の繰り越しについて（お知らせ）

平成26年度神奈川県地域職業訓練実施（暫定）計画の訓練認定規模について、訓練認定の結果残が生じた場合は、次のとおり、認定日以降の開講月の訓練認定定員に加えることとします。

《繰り越しの取り扱い》

- ①同一コース、同一系へ繰り越す。
- ②繰り越しは1回のみとし、繰り越した数が更に残った場合でも再度繰り越しは行わない。なお、当初の訓練認定定員から認定していくものとする。
- ③繰り越しを加えた認定規模について、神奈川県労働局及び神奈川県職業訓練支援センターホームページにおいて、原則として、繰り越し数を加えることとなる開講月の認定申請受付開始日前に公開する。

■上半期スケジュールによる認定規模残の繰り越し組込表

開講月	4月開講	5月開講	6月開講	7月開講	8月開講	9月開講
認定規模残	-	-	4月分	5月分	6月分	7月分
認定申請受付開始日	1/14	2/10	3/3	4/3	5/7	6/2

- ④新規参入枠は当初認定規模に繰り越し数を加えた数の認定割合（基礎コース10%・実践コース20%）の数となること。

★お問い合わせ

神奈川県労働局職業安定部求職者支援室 Tel : 045-277-8802

神奈川県職業訓練支援センター求職者支援第1課 Tel : 045-391-2869